

〈追補版〉

構造級別の判定について 耐震等級割引の取扱いについて

- ①2015年6月1日に建築基準法が改正されたことに伴い、火災保険および地震保険の構造級別の判定が以下のとおり変更となりました。(カッコ内の構造は地震保険の構造)

戸建住宅	共同住宅	建物の構造	
	M構造 (イ構造)	変更前 コンクリート造、コンクリートブロック造、 れんが・石造、耐火建築物	変更後 コンクリート造、コンクリートブロック造、 れんが・石造、耐火建築物、 耐火構造建築物
	T構造(イ構造)	鉄骨造、準耐火建築物、省令準耐火建物	鉄骨造、準耐火建築物、省令準耐火建物、 特定避難時間倒壊等防止建築物
	H構造(ロ構造)	上記いずれにも該当しない建物 (確認できない場合を含みます)	上記いずれにも該当しない建物 (確認できない場合を含みます)

- ②2016年4月1日より、長期優良住宅の認定制度の改正(既存住宅の増築・改築に係る認定基準の追加)に伴い、地震保険の耐震等級割引の確認資料を提出いただいた場合に適用できる割引率が、以下のとおり変更となりました。

確認資料	割引率	
・「技術的審査適合証」において、耐震等級が確認できない場合 ・「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写)のみご提出いただいた場合	変更前 30%	変更後(2016.4.1~) 新築は30% 増築・改築は10%

ご不明な点がございましたら
当社カスタマーセンターまでお問合せください。

カスタマーセンター 火災・新種グループ

0120-474-505 受付時間:休日を除く 月~金 9:00~17:00